障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律案の概要

改正の趣旨

障害者等の地域生活や就労の支援の強化等により、障害者等の希望する生活を実現するため、①障害者等の地域生活の支援体制の充実、②障害者の多様な就労ニーズに対する支援及び障害者雇用の質の向上の推進、③精神障害者の希望やニーズに応じた支援体制の整備、④難病患者及び小児慢性特定疾病児童等に対する適切な医療の充実及び療養生活支援の強化、⑤障害福祉サービス等、指定難病及び小児慢性特定疾病についてのデータベースに関する規定の整備等の措置を講ずる。

改正の概要

1．障害者等の地域生活の支援体制の充実【障害者総合支援法、精神保健福祉法】
① 共同生活援助（グループホーム）の支援内容として、一人暮らし等を希望する者に対する支援や退居後の相談等が含まれることを、法律上明確化する。
② 障害者が安心して地域生活を送れるよう、地域の相談支援の中核的役割を担う基幹相談支援センター及び緊急時の対応や施設等からの地域移行の推進を担う地域生活支援拠点等の整備を市町村の努力義務とする。
③ 都道府県及び市町村が実施する精神保健に関する相談支援について、精神障害者のほか精神保健に課題を抱える者も対象にできるようにするとともに、これらの者の心身の状態に応じた適切な支援の包括的な確保を旨とすることを明確化する。

2．障害者の多様な就労ニーズに対する支援及び障害者雇用の質の向上の推進【障害者総合支援法、障害者雇用促進法】
① 就労アセスメント（就労系サービスの利用意向がある障害者との協同による、就労ニーズの把握や能力・適性の評価及び就労開始後の配慮事項等の整理）の手法を活用した「就労選択支援」を創設するとともに、ハローワークはこの支援を受けた者に対して、そのアセスメント結果を参考に職業指導等を実施する。
② 雇用義務の対象外である週所定労働時間10時間以上20時間未満の重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者に対し、就労機会の拡大のため、実雇用率において算定できるようにする。
③ 障害者の雇用者数で評価する障害者雇用調整金等における支給方法を見直し、企業が実施する職場定着等の取組に対する助成措置を強化する。

3．精神障害者の希望やニーズに応じた支援体制の整備【精神保健福祉法】
① 家族等が同意・不同意の意思表示を行わない場合にも、市町村長の同意により医療保護入院を行うことを可能とする等、適切に医療を提供できるようにするほか、医療保護入院の入院期間を定め、入院中の医療保護入院者について、一定期間ごとに入院の要件の確認を行う。
② 市町村長同意による医療保護入院者を中心に、本人の希望のもと、入院者の体験や気持ちを丁寧に聴くとともに、必要な情報提供を行う「入院者訪問支援事業」を創設する。また、医療保護入院者等に対して行う告知の内容に、入院措置を採る理由を追加する。
③ 虐待防止のための取組を推進するため、精神科病院において、従事者等への研修、普及啓発等を行うこととする。また、従事者による虐待を発見した場合に都道府県等に通報する仕組みを整備する。

4．難病患者及び小児慢性特定疾病児童等に対する適切な医療の充実及び療養生活支援の強化【難病法、児童福祉法】
① 難病患者及び小児慢性特定疾病児童等に対する医療費助成について、助成開始の時期を申請日から重症化したと診断された日に前倒しする。
② 各種療養生活支援の円滑な利用及びデータ登録の促進を図るため、「登録者証」の発行を行うほか、難病相談支援センターと福祉・就労に関する支援を行う者の連携を推進するなど、難病患者の療養生活支援や小児慢性特定疾病児童等自立支援事業を強化する。

5．障害福祉サービス等、指定難病及び小児慢性特定疾病についてのデータベース（ＤＢ）に関する規定の整備【障害者総合支援法、児童福祉法、難病法】
障害ＤＢ、難病ＤＢ及び小慢ＤＢについて、障害福祉サービス等や難病患者等の療養生活の質の向上に資するため、第三者提供の仕組み等の規定を整備する。

6．その他【障害者総合支援法、児童福祉法】
① 市町村障害福祉計画に整合した障害福祉サービス事業者の指定を行うため、都道府県知事が行う事業者指定の際に市町村長が意見を申し出る仕組みを創設する。
② 地方分権提案への対応として居住地特例対象施設に介護保険施設を追加する。 等

このほか、障害者総合支援法の平成30年改正の際に手当する必要があった同法附則第18条第２項の規定等について所要の規定の整備を行う。

施行期日

令和６年４月１日（ただし、２①及び５の一部は公布後３年以内の政令で定める日、３②の一部、５の一部及び６②は令和５年４月１日、４①及び②の一部は令和５年10月１日）

1

１－①　グループホーム利用者が希望する地域生活の継続・実現の推進

現状・課題

○ グループホームでは、共同生活を営むべき住居において相談、入浴、排せつ、食事等の日常生活上の支援が行われている。
○ 近年、グループホームの利用者は増加しており、その中には、グループホームでの生活の継続を希望する者がいる一方で、アパートなどでの一人暮らし等を希望し、生活上の支援があれば一人暮らし等ができる者がいる。

見直し内容

○ グループホームにおいて、地域で生活する上での希望や課題を本人と確認しつつ、一人暮らし等に向けた支援を提供することが求められていることを踏まえ、**グループホームの支援内容として、一人暮らし等を希望する利用者に対する支援や退居後の一人暮らし等の定着のための相談等の支援が含まれる点について、障害者総合支援法において明確化する。**
※ ただし、グループホームにおける継続的な支援を希望する者については、これまでどおり、グループホームを利用することができる。

見直しのイメージ

現行の支援内容

☆ 主として夜間において、共同生活を営むべき住居における相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他日常生活上の援助を実施
☆ 利用者の就労先又は日中活動サービス等との連絡調整や余暇活動等の社会生活上の援助を実施

事業所数合計　11,526　利用者数合計　158,167人

事業所数・利用者数については、国保連令和4年4月サービス提供分実績

＋

一人暮らし等を希望する場合

居宅における自立した日常生活への移行を希望する入居者に対し、居宅生活への移行や移行後の定着に関する相談等の支援を実施。

支援(例)
GH入居中：一人暮らし等に向けた調理や掃除等の家事支援、買い物等の同行、 金銭や服薬の管理支援、住宅確保支援
GH退居後：当該グループホームの事業者が相談等の支援を一定期間継続

3

出所：厚生労働省資料

グループホームの概要

☆ 障害のある方が**地域住民との交流が確保される地域の中で、家庭的な雰囲気の下、共同生活を営む住まいの場。**
☆ 1つの住居の利用者数の平均は**6名程度。**

具体的な利用者像

☆ 単身での生活は不安があるため、一定の支援を受けながら地域の中で暮らしたい方
☆ 一定の介護が必要であるが、施設ではなく地域の中で暮らしたい方
☆ 施設を退所して、地域生活へ移行したいがいきなりの単身生活には不安がある方　など

具体的な支援内容

☆ 主として夜間において、共同生活を営むべき住居における相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他日常生活上の援助を実施
☆ 利用者の就労先又は日中活動サービス等との連絡調整や余暇活動等の社会生活上の援助を実施

必要な設備等

☆ **共同生活住居ごとに１以上のユニットが必要**
☆ **ユニットの入居定員は２人以上１０人以下**
☆ 居室及び居室に近接して設けられる相互に交流を図ることができる設備を設ける
☆ 居室の定員：原則１人
☆ 居室面積：収納設備を除き**７．４３㎡**

★住宅地に立地
★入居定員は原則１０名以下
※　既存の建物を利用する場合は20名以下、都道府県知事が特に必要と認める場合は30名以下とすることができる。
※　日中ｻｰﾋﾞｽ支援型の場合、一つの建物に複数の共同生活住居を設けることができる。（定員の合計は20人以下）

利用者数の推移

R3.9月実績

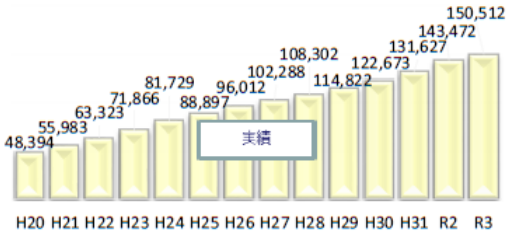

出典：国保連データ（各年度末月）

	グループホーム（共同生活援助）		
	（介護ｻｰﾋﾞｽ包括型）	（日中ｻｰﾋﾞｽ支援型）	（外部ｻｰﾋﾞｽ利用型）
利用対象者	障害支援区分にかかわらず利用可能		
ｻｰﾋﾞｽ内容	主に夜間における食事や入浴等の介護や相談等の日常生活上の援助		
介護が必要な者への対応	当該事業所の従業者により介護ｻｰﾋﾞｽを提供	当該事業所の従業者により常時の介護ｻｰﾋﾞｽを提供	外部の居宅介護事業所に委託
報酬単位	世話人の配置及び障害支援区分に応じて **667単位～170単位**	世話人の配置及び障害支援区分に応じて **1,105単位～252単位**	世話人の配置に応じて **243単位～114単位** 標準的な時間に応じて（受託居宅介護ｻｰﾋﾞｽ） **96単位～**
事業所数	9,134事業所	419事業所（平成30年4月～）	1,300事業所
利用者数	129,252人	5,858人（平成30年4月～）	15,402人

利用者数合計　150,512人　事業所数・利用者数については、国保連令和３年９月サービス提供分実績

38

一人暮らし等の希望及び実現可能性に対する一人暮らし等に向けた支援の実施状況（利用者アンケート調査＋事業所調査）

将来、一人暮らしまたはパートナーと暮らしてみたいか

n=2,416人

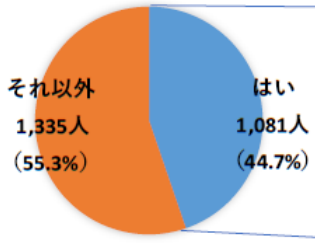

将来、一人暮らしまたはパートナーとの暮らしを希望する者への一人暮らし等に向けた支援の実施

n=1,081人

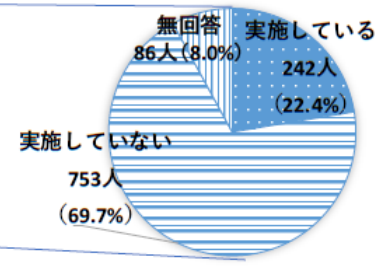

※「はい1,081人」は、「将来、グループホームを出て一人暮らしをしてみたいか」または「将来、グループホームを出てパートナー（友だちや恋人）と暮らしてみたいか」のいずれかの質問において「はい」と回答した者の合計」

一人暮らし等の実現可能性（事業所職員の見立て）

n=50,463人

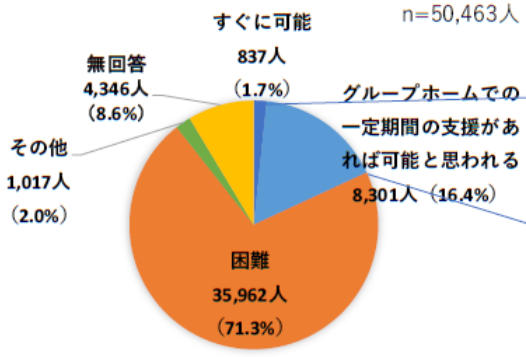

一定期間の支援があれば可能と思われる者への一人暮らし等に向けた支援の実施

n=8,301人

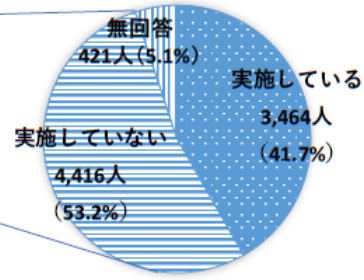

48

出所：社会保障審議会障害者部会（2022年3月11日）配付資料

（詳細）今後の生活の希望（利用者アンケート調査＋事業所調査）

年齢が低年齢、障害支援区分が低い者の方が一人暮らしやパートナー等との暮らしを希望する者が多い傾向。

		全体	①将来、グループホームを出て一人暮らしをしてみたいか			②将来、グループホームを出てパートナーと暮らしてみたいか			③将来、グループホームを出て実家の家族と暮らしたいか		
			はい	いいえ	わからない	はい	いいえ	わからない	はい	いいえ	わからない
合計		2,420	857 (35.4%)	880 (36.4%)	643 (26.6%)	744 (30.7%)	919 (38.0%)	723 (29.9%)	641 (26.5%)	1,141 (47.1%)	582 (24.0%)
3類型毎	介護サービス包括型	2,044	700 (34.2%)	770 (37.7%)	543 (26.6%)	627 (30.7%)	790 (38.6%)	600 (29.4%)	558 (27.3%)	954 (46.7%)	486 (23.8%)
	日中サービス支援型	95	32 (33.7%)	30 (31.6%)	31 (32.6%)	31 (32.6%)	19 (20.0%)	43 (45.3%)	22 (23.2%)	38 (40.0%)	33 (34.7%)
	外部サービス利用型	265	122 (46.0%)	70 (26.4%)	67 (25.3%)	83 (31.3%)	100 (37.7%)	78 (29.4%)	55 (20.8%)	142 (53.6%)	60 (22.6%)
	無回答	16	3 (18.8%)	10 (62.5%)	2 (12.5%)	3 (18.8%)	10 (62.5%)	2 (12.5%)	6 (37.5%)	7 (43.8%)	3 (18.8%)
年齢階層毎	１０代	32	22 (68.8%)	3 (9.4%)	7 (21.9%)	16 (50.0%)	7 (21.9%)	9 (28.1%)	14 (43.8%)	9 (28.1%)	9 (28.1%)
	２０代	262	132 (50.4%)	55 (21.0%)	70 (26.7%)	114 (43.5%)	64 (24.4%)	82 (31.3%)	57 (21.8%)	126 (48.1%)	72 (27.5%)
	３０代	364	171 (47.0%)	97 (26.6%)	87 (23.9%)	142 (39.0%)	104 (28.6%)	112 (30.8%)	93 (25.5%)	162 (44.5%)	101 (27.7%)
	４０代	522	185 (35.4%)	182 (34.9%)	146 (28.0%)	165 (31.6%)	182 (34.9%)	168 (32.2%)	165 (31.6%)	206 (39.5%)	137 (26.2%)
	５０代	605	185 (30.6%)	238 (39.3%)	174 (28.8%)	163 (26.9%)	240 (39.7%)	195 (32.2%)	175 (28.9%)	279 (46.1%)	136 (22.5%)
	６０代	442	121 (27.4%)	192 (43.4%)	123 (27.8%)	103 (23.3%)	220 (49.8%)	114 (25.8%)	107 (24.2%)	244 (55.2%)	86 (19.5%)
	７０代	170	40 (23.5%)	98 (57.6%)	30 (17.6%)	40 (23.5%)	90 (52.9%)	35 (20.6%)	28 (16.5%)	102 (60.0%)	34 (20.0%)
	８０代以上	23	1 (4.3%)	15 (65.2%)	6 (26.1%)	1 (4.3%)	12 (52.2%)	8 (34.8%)	2 (8.7%)	13 (56.5%)	7 (30.4%)
障害種別毎	身体障害	73	18 (24.7%)	36 (49.3%)	18 (24.7%)	20 (27.4%)	30 (41.1%)	22 (30.1%)	17 (23.3%)	37 (50.7%)	15 (20.5%)
	知的障害	1,314	440 (33.5%)	483 (36.8%)	370 (28.2%)	391 (29.8%)	467 (35.5%)	440 (33.5%)	371 (28.2%)	555 (42.2%)	365 (27.8%)
	精神障害	616	255 (41.4%)	195 (31.7%)	158 (25.6%)	203 (33.0%)	256 (41.6%)	150 (24.4%)	150 (24.4%)	337 (54.7%)	113 (18.3%)
	難病	5	2 (40.0%)	3 (60.0%)	0 (0.0%)	1 (20.0%)	2 (40.0%)	2 (40.0%)	2 (40.0%)	2 (40.0%)	1 (20.0%)
	無回答	412	142 (34.5%)	163 (39.6%)	97 (23.5%)	129 (31.3%)	164 (39.8%)	109 (26.5%)	101 (24.5%)	210 (51.0%)	88 (21.4%)
障害支援区分毎	非該当	142	64 (45.1%)	39 (27.5%)	37 (26.1%)	46 (32.4%)	51 (35.9%)	44 (31.0%)	32 (22.5%)	83 (58.5%)	26 (18.3%)
	区分１	74	30 (40.5%)	23 (31.1%)	19 (25.7%)	32 (43.2%)	25 (33.8%)	16 (21.6%)	21 (28.4%)	36 (48.6%)	16 (21.6%)
	区分２	570	238 (41.8%)	183 (32.1%)	140 (24.6%)	194 (34.0%)	210 (36.8%)	158 (27.7%)	128 (22.5%)	305 (53.5%)	129 (22.6%)
	区分３	616	216 (35.1%)	218 (35.4%)	176 (28.6%)	193 (31.3%)	234 (38.0%)	182 (29.5%)	167 (27.1%)	296 (48.1%)	140 (22.7%)
	区分４	433	134 (30.9%)	190 (43.9%)	100 (23.1%)	129 (29.8%)	180 (41.6%)	117 (27.0%)	140 (32.3%)	190 (43.9%)	92 (21.2%)
	区分５	228	48 (21.1%)	103 (45.2%)	72 (31.6%)	48 (21.1%)	87 (38.2%)	88 (38.6%)	74 (32.5%)	68 (29.8%)	77 (33.8%)
	区分６	142	17 (12.0%)	67 (47.2%)	55 (38.7%)	16 (11.3%)	58 (40.8%)	66 (46.5%)	36 (25.4%)	50 (35.2%)	49 (34.5%)
	区分なし（未認定）	176	86 (48.9%)	46 (26.1%)	40 (22.7%)	64 (36.4%)	64 (36.4%)	45 (25.6%)	37 (21.0%)	87 (49.4%)	46 (26.1%)
	無回答	39	24 (61.5%)	11 (28.2%)	4 (10.3%)	22 (56.4%)	10 (25.6%)	7 (17.9%)	6 (15.4%)	26 (66.7%)	7 (17.9%)

（詳細）一人暮らし等の実現可能性及び支援の実施状況（事業所調査）

年齢が低年齢、障害支援区分が低い者の方が一人暮らし等の実現可能性（事業所職員の見立て）や支援の実施が高い傾向がある。

		全体	一人暮らし等の実現可能性					一人暮らし等に向けた支援の実施有無		
			すぐに可能	グループホームでの一定期間の支援があれば可能と思われる	困難	その他	無回答	実施している	実施していない	無回答
全体		50,463	837 (1.7%)	8,301 (16.4%)	35,962 (71.3%)	1,017 (2.0%)	4,346 (8.6%)	6,500 (12.9%)	36,779 (72.9%)	7,184 (14.2%)
3類型毎	介護サービス包括型	42,302	602 (1.4%)	6,629 (15.7%)	30,522 (72.2%)	792 (1.9%)	3,757 (8.9%)	4,856 (11.5%)	31,383 (74.2%)	6,063 (14.3%)
	日中サービス支援型	2,101	28 (1.3%)	197 (9.4%)	1,720 (81.9%)	46 (2.2%)	110 (5.2%)	132 (6.3%)	1,646 (78.3%)	323 (15.4%)
	外部サービス利用型	5,485	187 (3.4%)	1,393 (25.4%)	3,324 (60.6%)	150 (2.7%)	431 (7.9%)	1,365 (24.9%)	3,424 (62.4%)	696 (12.7%)
	無回答	575	20 (3.5%)	82 (14.3%)	396 (68.9%)	29 (5.0%)	48 (8.3%)	147 (25.6%)	326 (56.7%)	102 (17.7%)
年齢階層毎	１０代	682	12 (1.8%)	239 (35.0%)	347 (50.9%)	16 (2.3%)	68 (10.0%)	172 (25.2%)	402 (58.9%)	108 (15.8%)
	２０代	6,266	138 (2.2%)	1,670 (26.7%)	3,788 (60.5%)	122 (1.9%)	548 (8.7%)	1,317 (21.0%)	4,084 (65.2%)	865 (13.8%)
	３０代	8,115	152 (1.9%)	1,642 (20.2%)	5,438 (67.0%)	182 (2.2%)	701 (8.6%)	1,200 (14.8%)	5,783 (71.3%)	1,132 (13.9%)
	４０代	11,557	206 (1.8%)	1,906 (16.5%)	8,199 (70.9%)	227 (2.0%)	1,019 (8.8%)	1,459 (12.6%)	8,421 (72.9%)	1,677 (14.5%)
	５０代	11,679	194 (1.7%)	1,704 (14.6%)	8,549 (73.2%)	205 (1.8%)	1,027 (8.8%)	1,381 (11.8%)	8,650 (74.1%)	1,648 (14.1%)
	６０代	8,423	105 (1.2%)	907 (10.8%)	6,574 (78.0%)	184 (2.2%)	653 (7.8%)	745 (8.8%)	6,487 (77.0%)	1,191 (14.1%)
	７０代	2,924	20 (0.7%)	149 (5.1%)	2,441 (83.5%)	71 (2.4%)	243 (8.3%)	136 (4.7%)	2,362 (80.8%)	426 (14.6%)
	８０代以上	386	2 (0.5%)	4 (1.0%)	335 (86.8%)	10 (2.6%)	35 (9.1%)	5 (1.3%)	303 (78.5%)	78 (20.2%)
	無回答	431	8 (1.9%)	80 (18.6%)	291 (67.5%)	0 (0.0%)	52 (12.1%)	85 (19.7%)	287 (66.6%)	59 (13.7%)
障害種別毎（主たる障害）	身体障害	1,815	23 (1.3%)	265 (14.6%)	1,349 (74.3%)	53 (2.9%)	125 (6.9%)	144 (7.9%)	1,469 (80.9%)	202 (11.1%)
	知的障害	28,124	220 (0.8%)	3,285 (11.7%)	21,864 (77.7%)	445 (1.6%)	2,310 (8.2%)	2,288 (8.1%)	21,884 (77.8%)	3,952 (14.1%)
	精神障害	11,834	451 (3.8%)	3,345 (28.3%)	6,832 (57.7%)	306 (2.6%)	900 (7.6%)	3,063 (25.9%)	7,275 (61.5%)	1,496 (12.6%)
	難病	147	4 (2.7%)	19 (12.9%)	113 (76.9%)	4 (2.7%)	7 (4.8%)	20 (13.6%)	108 (73.5%)	19 (12.9%)
	無回答	8,543	139 (1.6%)	1,387 (16.2%)	5,804 (67.9%)	209 (2.4%)	1,004 (11.8%)	985 (11.5%)	6,043 (70.7%)	1,515 (17.7%)
障害支援区分毎	非該当	2,384	110 (4.6%)	746 (31.3%)	1,240 (52.0%)	70 (2.9%)	218 (9.1%)	522 (21.9%)	1,518 (63.7%)	344 (14.4%)
	区分１	1,057	54 (5.1%)	443 (41.9%)	474 (44.8%)	25 (2.4%)	61 (5.8%)	278 (26.3%)	664 (62.8%)	115 (10.9%)
	区分２	9,917	320 (3.2%)	3,021 (30.5%)	5,559 (56.1%)	266 (2.7%)	751 (7.6%)	2,195 (22.1%)	6,434 (64.9%)	1,288 (13.0%)
	区分３	11,871	130 (1.1%)	1,992 (16.8%)	8,521 (71.8%)	217 (1.8%)	1,011 (8.5%)	1,595 (13.4%)	8,631 (72.7%)	1,645 (13.9%)
	区分４	10,091	38 (0.4%)	673 (6.7%)	8,325 (82.5%)	131 (1.3%)	924 (9.2%)	650 (6.4%)	7,854 (77.8%)	1,587 (15.7%)
	区分５	6,053	5 (0.1%)	190 (3.1%)	5,150 (85.1%)	89 (1.5%)	619 (10.2%)	184 (3.0%)	4,867 (80.4%)	1,002 (16.6%)
	区分６	4,840	5 (0.1%)	81 (1.7%)	4,233 (87.5%)	83 (1.7%)	438 (9.0%)	77 (1.6%)	4,071 (84.1%)	692 (14.3%)
	区分なし（未認定）	3,550	164 (4.6%)	1,042 (29.4%)	2,025 (57.0%)	123 (3.5%)	196 (5.5%)	876 (24.7%)	2,371 (66.8%)	303 (8.5%)
	無回答	700	11 (1.6%)	113 (16.1%)	435 (62.1%)	13 (1.9%)	128 (18.3%)	123 (17.6%)	369 (52.7%)	208 (29.7%)

※事業所調査のケース票50,463人に係る事業所職員の回答。()内は各行ごとの全体に占める割合。

50

出所：社会保障審議会障害者部会（2022年3月11日）配付資料
（赤傍線は山井事務所にて付記）

障害福祉サービス等予算・利用者数の推移

○ 障害福祉サービス等の**予算額は直近10年間で約２倍に増加**しており、サービスの**利用者数や事業所数も約２倍に増加。**予算額の過去10年間平均の伸び率は、**社会保障関係費全体に比して約３倍**であり、著しく高い伸びを示している。（社会保障関係費全体の平均伸び率 2.5% ⇔ 障害福祉サービス等予算額の平均伸び率 7.9%）

○ 総費用額の伸びを分析すると、利用者数の伸び率は、利用者１人当たり総費用額の伸び率に比して高くなっており、**利用者数の増加が予算額の増加に大きく寄与**していると考えられる。利用者数の増加については、**高齢化による影響は限定的**であり、**65歳未満の利用者数の増加の影響が大きくなっている。**

○ 今後もサービス供給・需要の伸びが見込まれる中で、障害者が真に必要なサービスを効率的・重点的に提供していくためには、**サービスの利用者が急増している要因分析やサービスの提供実態の把握**を行った上で、**制度の持続可能性を確保**していくことが重要である。

◆障害福祉サービス等予算額の推移（当初予算）

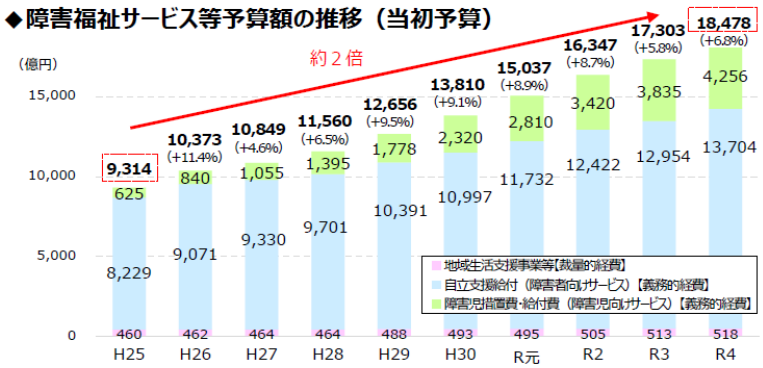

◆障害福祉サービス等の利用者数・事業所数の推移

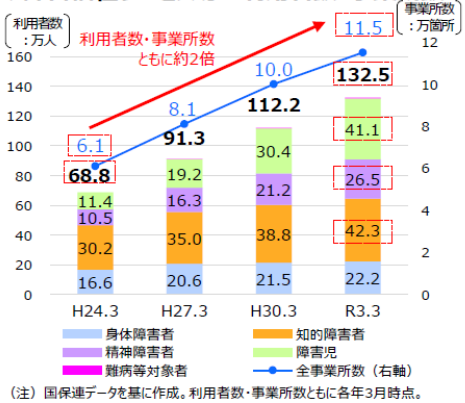

（注）国保連データを基に作成。利用者数・事業所数ともに各年3月時点。

<主なサービスの収支差率（R元決算）>

居宅介護	5.3%
生活介護	8.9%
施設入所支援	6.3%
共同生活介護（介護サービス包括型）	7.3%
就労継続支援Ａ型	4.2%
就労継続支援Ｂ型	6.0%
児童発達支援	1.2%
放課後等デイサービス	10.7%
全サービス平均	5.0%

（注）厚生労働省「令和２年障害福祉サービス等経営実態調査結果」を基に作成。なお、各サービスの収支差率は令和元年度決算に基づくものであり、令和３年度障害福祉サービス等報酬改定による影響は反映されていない。

◆障害福祉サービス等の総費用額の伸びの分析

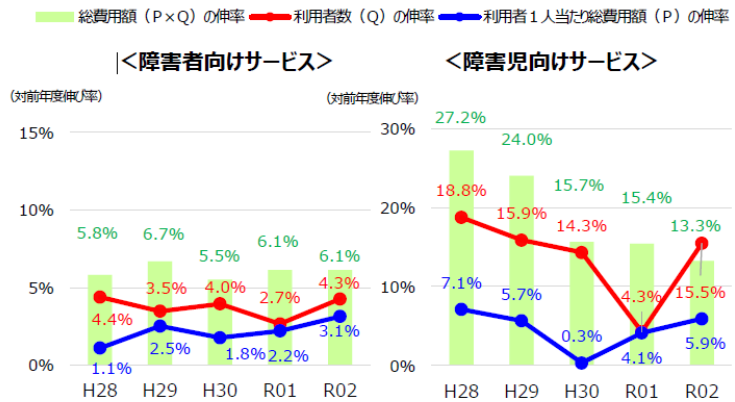

（注）国保連データを基に作成。総費用額は各年度の年間費用額。利用者数は各年３月の実数。
利用者１人当たり総費用額は各年度の月平均の値（相談系サービス除く）。

◆年齢別 利用者数の推移

	H28.3	R3.3	増加人数（増加率）
65歳以上	8.5万人	11.3万人	+2.8万人（+33.5%）
18歳以上65歳未満	67.3万人	80.7万人	+13.4万人（+19.9%）
18歳未満	22.3万人	40.5万人	+18.2万人（+81.4%）
利用者数　合計	98.1万人	132.5万人	+34.4万人（+35.1%）

（注）国保連データを基に作成。

出所：　財政制度等審議会財政制度分科会（2022年4月13日）配付資料

グループホームの費用額の推移

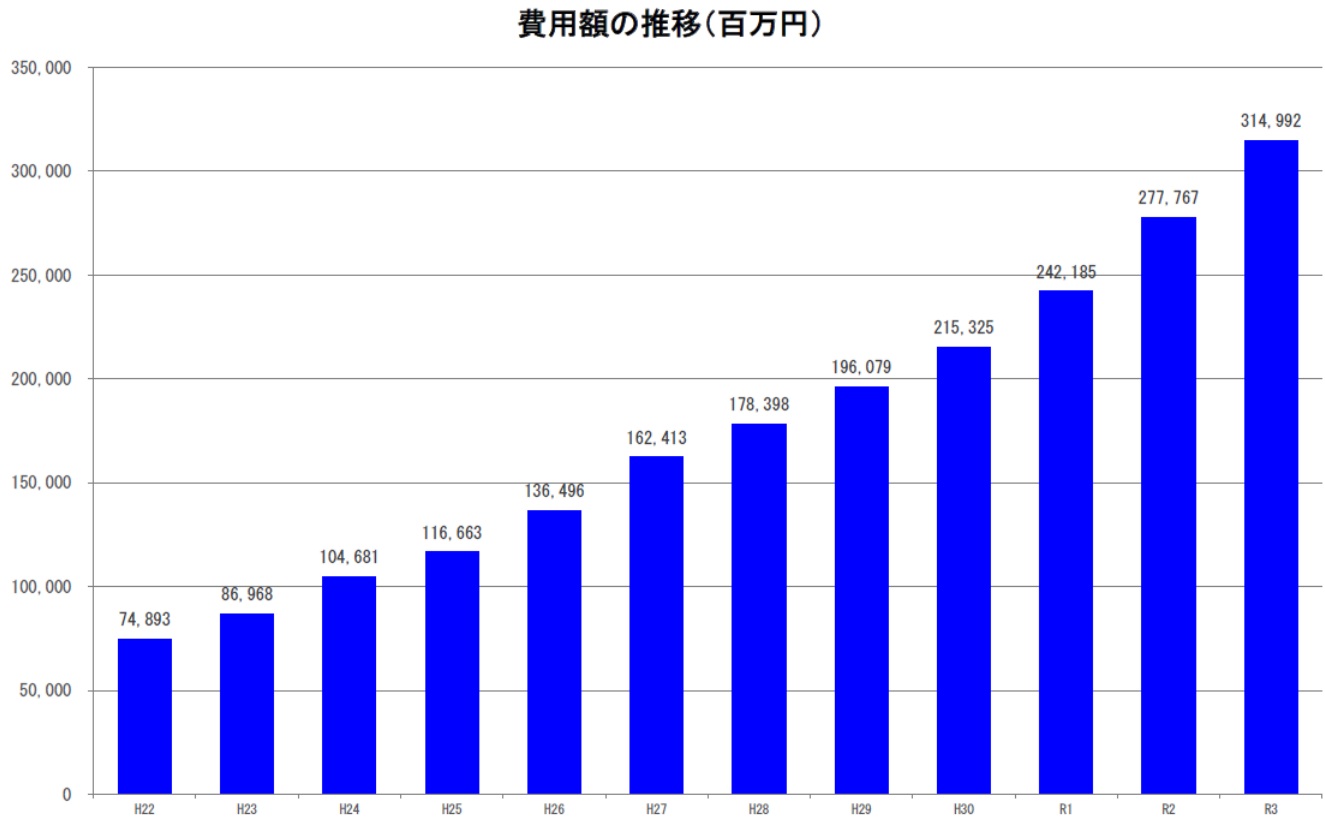

※出典：国保連データ

出所：厚生労働省提供資料

「親から体罰、希望していた受験もできず」　エホバの証人3世訴え

11/7(月) 19:24 配信　705

毎日新聞

「エホバの証人」の宗教3世として経験した苦悩を語る夏野ななさん（仮名）＝国会内で2022年11月7日午前10時57分、高良駿輔撮影

キリスト教系新宗教「エホバの証人」の3世として育った夏野ななさん（仮名）が7日、国会内で開かれた野党のヒアリングに出席し、熱心な信者だった親から体罰を受けるなどした生い立ちを明かした。「子どもが親に信仰を強制されず、学ぶ機会を奪われないようにしてほしい」と悲痛な思いを訴えた。

夏野さんは30代で東京都在住。3歳の頃から週3回、エホバの証人の集会に参加した。居眠りなどをすると家族にトイレに連れて行かれ、平手やベルトでたたかれたこともあった。「悪い影響を受けるから」と言われ、保育園や幼稚園には通わなかった。教義のため、クリスマスや七夕、誕生日会などのイベントも禁止された。校歌の斉唱や運動会の騎馬戦にも参加できず、小学校ではクラスメートから奇異の目で見られた。親から「宗教活動に割く時間が減る」と言われ、希望していた中学受験もさせてもらえなかった。

中学時代、先輩との交際を「不道徳だ」と親に言われ、家出を繰り返すようになった。警察に親の体罰などを相談したこともあったが、児童相談所に保護されることはなかったという。夏野さんは「宗教2世や3世の子どもたちは被害を発信する手段がない。国会は超党派でこの問題に対応してほしい」と対策を求めた。

◇「教え強制していない」

エホバの証人の広報担当者は毎日新聞の取材に「聖書の教えに基づき、子どもは愛情をもって育てるように伝えている。方法は各家庭で決めることだが、体罰をしていた親がいたとすれば残念なことだ。教えを強制することもしていない」と話した。また、行事への参加の禁止については「異教徒の習慣に基づく祝日は参加しないように聖書が教えている。ただ、決めるのは個人で、特定の祝日に左右されない形で楽しい時間を過ごすようにしている」と話している。【高良駿輔】

出所：Yahoo!ニュースによる毎日新聞2022/11/7配信

厚生労働省 @MHLWitter · 7分
市町村や児童相談所の虐待相談についても、自治体にこの方針を周知し、児童虐待防止に取り組みます。
mhlw.go.jp/content/000998...

8　11

このスレッドを表示

厚生労働省 @MHLWitter · 7分
【宗教が理由でも、児童虐待は許されません】
子どもに暴力を振るうことや、食事を何日も与えないといった行為は、宗教が理由でも児童虐待であり、許されません。
お子さん自身や身の回りの方が #虐待 を受けている場合は、児童相談所虐待対応ダイヤル「189」に連絡を。

mhlw.go.jp/189-ichihayaku/

3　33　39

このスレッドを表示

出所：厚生労働省twitter

夏野なな（仮名）３０代　女性　東京在住
本日はお話する機会をいただきありがとうございます。
この問題には超党派で対応していただきたいと思っております。

私は元エホバの証人３世です。
両親、父方の祖父母、母方の祖母、叔母がエホバの証人の信者という家庭に生まれました。
２歳までは両親、母方の祖母との３人で暮らし、２歳で両親が別居することになってからは、父方の祖父母、父、叔母と５歳まで暮らしました。
小学校入学に伴い、父、叔母と３人で別の市に引っ越して生活していましたが、１０歳のときに叔母が出て行き、父と二人暮らしになりました。
その後中学に入り、私が家出を繰り返すなど父一人で対応しきれなくなったため、祖父母を呼び寄せ、叔母も呼び戻して再び５人で暮らしました。

２歳までの記憶はないので、叔母や祖母から伝え聞いた話になりますが、母も当時から体罰を伴う厳しい躾をしていたそうです。

３歳で祖父母の家に移ってからは自分の記憶がありますが、当時週三回の集会に出席することを強制されていました。
集会というのは、講義のように一方的に宗教の教義を聞いて、勉強する会で、日曜日の9時半から11時半、火曜日の19時から20時、木曜日の19時から20時45分まで毎週開催されていました。
集会が終わってからも信者同士の雑談が長く、特に夜は帰宅が23時になることもしょっちゅうでした。

その他にも大会というものがあり、長期休みの期間に長いもので3日間にわたり、遠方の大会ホールという施設に集まり、朝から夕方まで同じように講義を受けるというものもありました。

集会中や大会中に声を出したり、真面目に話を聞いていなかった、居眠りをした、手遊びをした、ノートに落書きをしたなどがあると、トイレに連れていかれ、鞭をされます。

鞭というと、みなさんなかなかイメージがわかないと思いますので、詳しく説明させていただくと、まず下着をとられお尻をだした状態で叩かれるというもので、我が家の場合はごく小さいうちは平手、その後は父親の皮ベルトでした。
同じ組織の信者同士の間で、何を使えば子供に効率的にダメージを与えられるかという話し合いが日常的になされていました。
ですからこれは決して一家庭としての問題ではなく、組織的に体罰が推奨されていたということを意味します。
ガスホースや布団叩きや竹の物差しなどで叩かれている子供もいました。
鞭の回数などですが、うちの場合は決まっておらず、親の気がすむまでした。
皮膚も裂けてミミズ腫れになるので、座ることやお風呂に入るのが地獄でした。

わたしは、悪い影響を受けるからと、保育園や幼稚園にも行かせてもらえませんでした。
物心ついたときから毎日布教活動や教義の勉強をして過ごしました。
布教活動の最中は喉が渇いても水も飲めず、転んで出血して泣いても終わりの時間まで歩かされ続けました。

アニメや漫画やゲームなどの娯楽は全て禁止されていたので、聖書やものみの塔聖書冊子協会の出版物や新聞を読んでいました。

また、クリスマスや誕生日、七夕や雛祭り、お正月やお盆などありとあらゆるイベントが禁止されているので、宗教一色の幼少時代を過ごしました。

小学校に上がってからも、幼稚園に行っていないので友達もおらず、また幼稚園で覚える歌や遊びのルールも何一つ知らず、アニメやゲームも禁止されているため、共通の話題がなく友達作りには大変苦労しました。
また、国歌、校歌の斉唱、国旗掲揚、盆踊り、騎馬戦、お誕生日会、短冊に願い事を書くなど様々な禁止事項があるため参加できず、クラスメイトから奇異の目で見られることも辛かったです。
そもそも同じ宗教に属していない友達と親しくすることは、よくないとずっと言われていました。

また、それらに参加しないのは自分の意思であり、信仰に基づくものであると毎年担任教師に自分で話をしなければなりませんでしたが、それらはすべて強制されたものであり、自分の意思ではありません。
これは子供の信教の自由を著しく侵害しています。

毎日何の楽しみもなく過ごしていました。

たまにエホバの証人ではない親戚がくれるお年玉などは全て没収され、月に１０円しかもらえないお小遣いも『どうすればいいかわかるよね』と言われ寄付していました。

小学校高学年の頃に叔母がある日起きたら突然消えていたため、母親代わりがいなくなり、また父は宗教のことにしか興味がなかったので精神状態や生活環境がさらに悪化して行きました。
鞭に性的な羞恥心も覚えるようになり、毎日いつ自殺しようか、本気で悩んでいました。

当時団地の５階に住んでいたので毎日ベランダから下を見て、ここから飛び降りれば死ねるかどうか考えていましたが、実際に飛び降りる勇気がありませんでした。
これに関しては私は今でもあの時飛び降りていればよかったと思っています。

私は当時士業を志しており、学力も十分と言われたので中学受験をしたかったのですが、宗教活動に割く時間が減るからと許してもらえませんでした。
そもそもエホバの証人の子供が大学まに進学することは推奨されておらず、非常に稀です。
親の信仰の度合いにもよりますが、中学か、よくて高校卒業後は、パートタイムの仕事をしながら、宗教活動に励むことが強く求められています。

中学校に上がり、親に内緒で先輩とお付き合いするようになりましたが、それもばれて『不道徳だ』と言われ邪魔されて、家出をしましたが、警察に捜索願いを出され何度も連れ戻されました。
警察でも鞭や体罰含め全てお話しましたが、児相に繋いだり保護されることもありませんでした。
虐待防止法の施行後、２００１年の話です。

最終的に私は暴力に訴え家出を完遂したのですが、中学生で一人で生きていくのはまた宗教とは違う地獄でした。
本題には関係ないので多くは語りませんが、家に帰れない女子中学生に群がるのがどういう類の大人かはみなさんも想像に難くないでしょう。

私が今発言する理由ですが、同じ境遇の子供たちを救いたいという思いからです。
顔出しで発言しているのは、エホバの証人という団体名が報道されないことに疑問を感じているからです。
今日こちらにオンラインで参加されている団作さんも、会見などで沢山お話しされているにも関わらず、全くと言っていいほど報道されていません。
鞭による体罰は減少傾向にあるとはいえ、教義に変更はなく、また体罰についても正式な謝罪や方針の転換などは発表されていません。
今この瞬間にも多くの子どもたちが信教の自由を侵害され、不条理な教義に苦しんでいるのにも関わらずです。
鞭という数十年続いた組織的な残虐行為の推奨すら、何ら謝罪、反省、再発防止策を取っていない組織に、今さら子供の権利を尊重する文化があると思われますか？
そんなはずはありません。

実際に被害を受けている子供たちには発信する手段がありません。
衣食住を握られているからです。

私たち過去に被害を受けた者が未来ある子供のため発信していくしかないのです。

私が国に望むことは、子供が親に信仰を強制されずに済むこと。
子供の学ぶ機会が奪われないこと。
具体的には、高校も大学も本人が望むのであれば、家庭の事情に関わらず、進学できるようにすること。
就職や進学の際に親に進路を強制されずに済むようにすること。
また残念ながらこれまでそういった機会をえられず成人してしまった２世、３世の人たちに学び直す機会が与えられること。
この３点です。

最後に、今回この場で発言する機会をくださった方々、並びにご出席くださいました皆様に感謝の気持ちを述べさせていただいて終わりにしたいと思います。
ご清聴頂きありがとうございました。

出所：立憲民主党「統一教会国対ヒアリング」
（2022/11/7）配付資料

出所：「よく宗教勧誘に来る人の家に生まれた子の話」（いしいさや著）

—59—

—60—

—61—

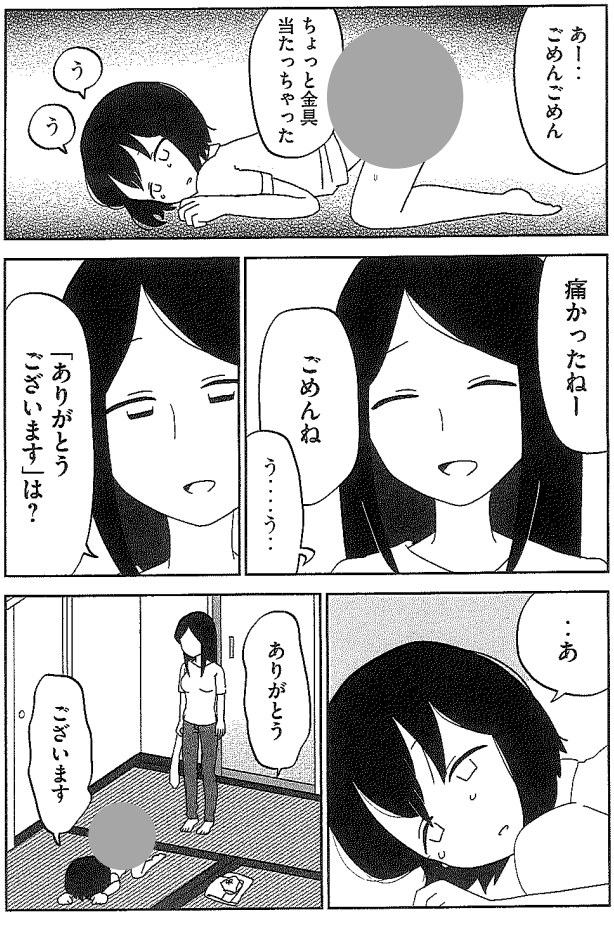

—62—

出所：「よく宗教勧誘に来る人の家に生まれた子の話」（いしいさや著）
※山井事務所にて画像を一部加工

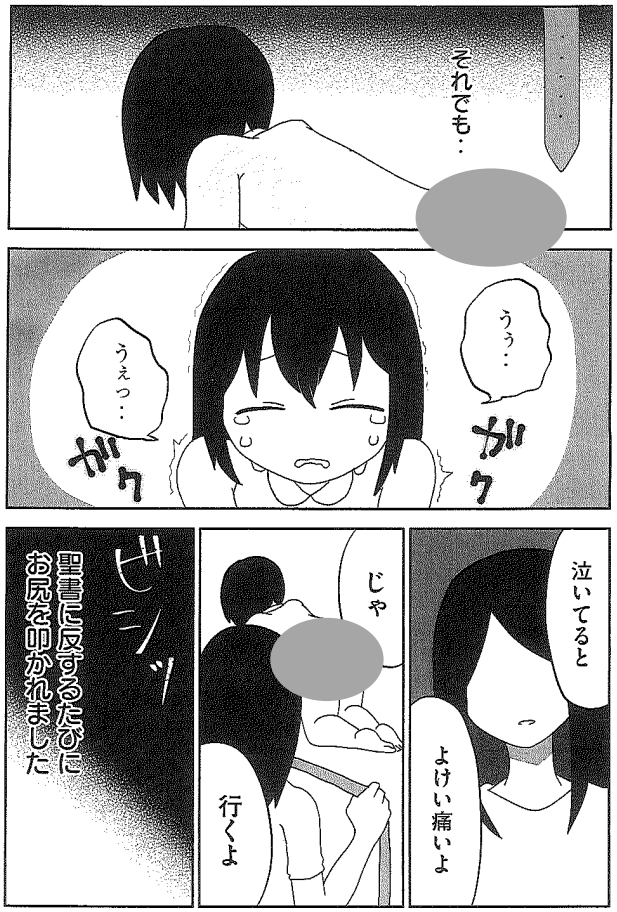

出所：「よく宗教勧誘に来る人の家に生まれた子の話」（いしいさや著）
※山井事務所にて画像を一部加工

出所：「よく宗教勧誘に来る人の家に生まれた子の話」（いしいさや著）

出所：「カルト宗教信じてました。」（たもさん著）

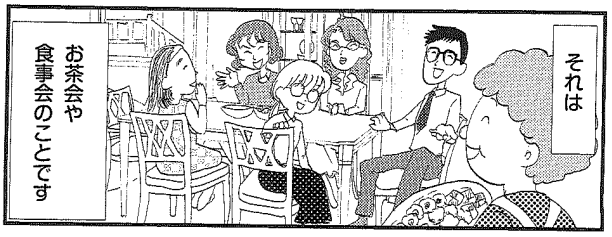

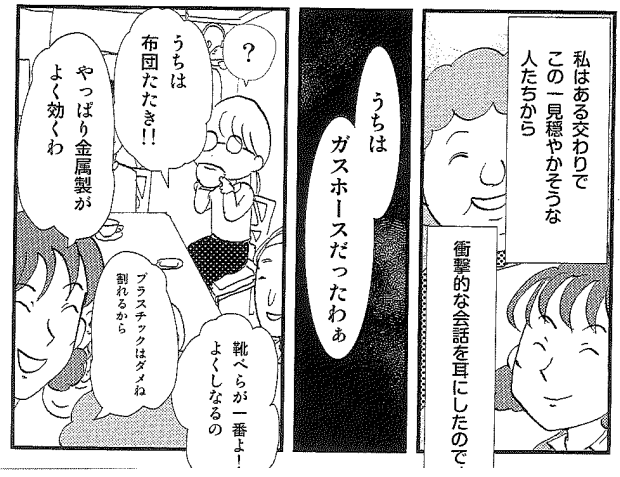

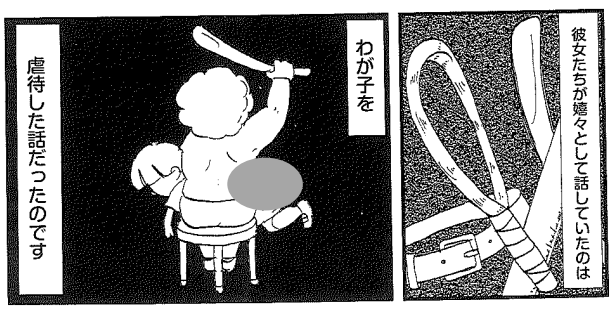

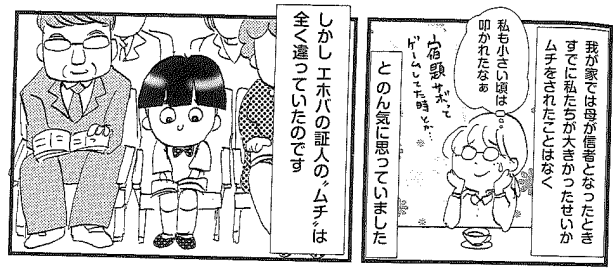

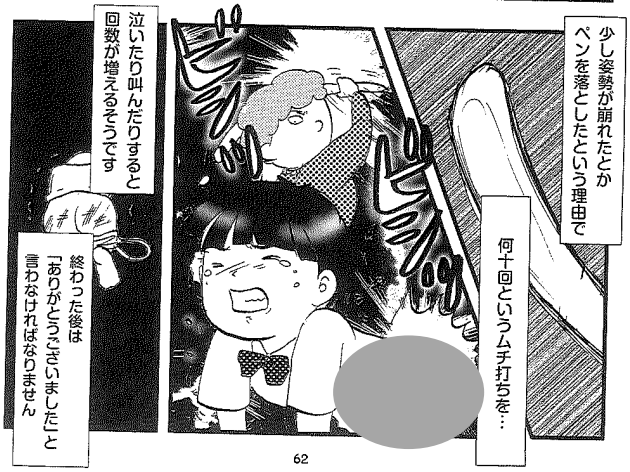

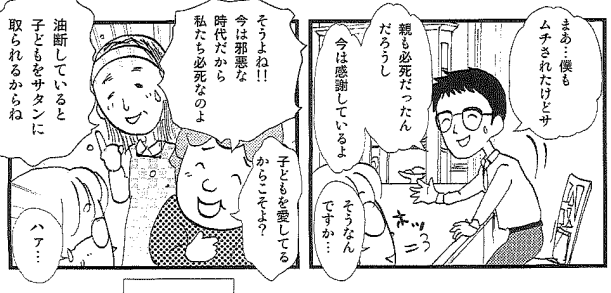

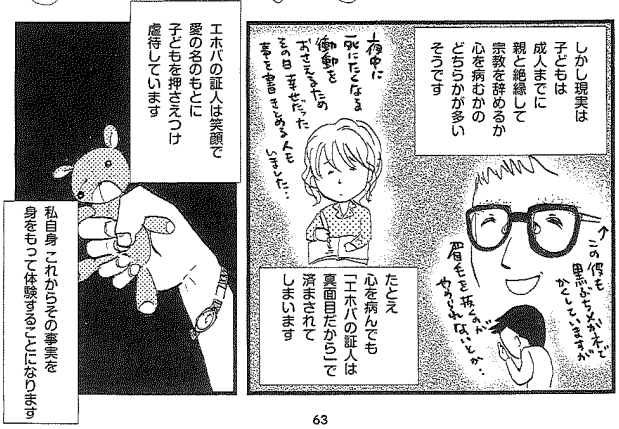

出所：「カルト宗教信じてました。」（たもさん著）
※山井事務所にて画像を一部加工

令和４年 10 月 27 日

内閣総理大臣　岸田文雄様
厚生労働大臣　加藤勝信様
内閣府特命担当大臣　小倉 將信様
全政党会派のこども政策担当国会議員の皆様

要望者（仮名）：高橋みゆき
小川さゆり
団作

宗教２世の虐待・権利侵害救済のための法整備に関する要望書

宗教２世の虐待・権利侵害救済のために、下記内容の法整備・予算措置を求めます。
早急なご対応をお願い申し上げます。

1　要望書提出の理由

安倍元総理が亡くなられた事件を契機に、宗教２世の被害の実態が明らかとなりました。私たちは、宗教２世の当時者として、旧統一教会の一番の被害者は子どもたちであることを訴えてきました。また、親の思想信条に起因する宗教２世の被害は旧統一教会に限らないこと、旧統一教会の被害者である宗教２世と同様に、虐待・権利侵害救済が必要であることも明らかにしてきました。

本年９月には、宗教２世の当時者として、対策を求める７万筆以上の署名と陳情書を政府に提出しました。

この要望書では、政府による宗教 2 世の虐待・権利侵害救済に向けた法整備・予算措置を、岸田文雄総理大臣はじめ関係閣僚、そして全政党会派のこども政策担当国会議員の皆様、とくに与党の国会議員のみなさまにお願い申し上げます。

2　要望事項

(1) 超党派での今国会での宗教２世の虐待・権利侵害救済の法整備

宗教 2 世の問題があきらかとなって以来、多くの当事者が苦しんでいるという声が寄せられています。私たちがいままで苦しみながら、勇気をもって相談しても取り上げてももらえなかった宗教２世の虐待・権利侵害救済を一刻も早く実現するために、今国会での法整備を強く要望します。

この際、宗教２世の虐待・権利侵害救済に向けた法整備、与党と野党の超党派で取り組んでいただき、当事者を国をあげて守っていただくよう要望します。

(2) 児童虐待防止法の改正

日本における一部の宗教信者の子ども（宗教２世）は「子どもが信仰を望まない場合でも宗教活動や信仰生活を強制させられる」問題を抱えています。家庭内という閉鎖的な環境下で、拒否権のない信者のこどもの基本的人権（信教の自由・幸福追求権・教育を受ける権利等）が侵害されています。

宗教 2 世の多くが経験する宗教活動の強制や人生選択の強制、幼少期からの恐怖による教義の刷り込み等については心理的虐待にあたる可能性が高く、身体的虐待やネグレクトの被害報告も多数あります。

また、心理的虐待やネグレクトは、他の虐待に比べて外形的な判断が行いづらい実態があります。児童虐待防止法に具体的な判断基準や虐待事例を追記する等して、虐待被害を取りこぼさない様な法整備・支援体制整備を求めます。特に児童への恐怖の刷り込みや、恐怖による特定の行動の強制や制限は、人生選択の権利を侵害する重大な権利侵害であり、心理的虐待の１つとして明確に定義する事を求めます。

上記の問題は、宗教団体が「信者が組織から抜け出せない」「親が子どもに信仰を強制する事を誘導する」様な教義を掲げ、組織的に虐待の指導を行っている事が根本原因となっています。宗教２世問題の抜本的解決のために、宗教団体が子どもへの虐待を親に組織的に指導する行為に対する規制も強く求めます。

(3)宗教２世の相談支援体制の整備

一方、実態として、公的機関に被害の相談をしたが「宗教の問題には対応できない」と門前払いされた宗教２世が多い実態があります。たとえ、当該虐待が親の思想信条に起因するものであったとしても、児童虐待防止法上の虐待の定義に該当する行為があれば、他の児童虐待と同様の措置をとるよう、法律に明記する事を要望します。

政府は、「旧統一教会」問題についての相談対応を強化するため、９月を相談集中強化期間として、合同電話相談窓口を開設しました。しかし子どもが相談窓口を知らず、また相談しても、どのような支援が受けられるのかが分からなければ、相談につながりづらい実態があります。

子どもが、自分自身が親や宗教団体から受けている行為が、虐待・権利侵害に当たることが分からなければ、相談につながることもできません。子どもや、学校の教員・カウンセラーなどの子どもに関わる大人に対しても、宗教２世の子どもたちの被害が虐待・権利侵害であることが周知され、児童相談所、地方自治体や支援団体が、相談や切れ目のない支援を行

う体制の整備が必要です。

児童相談所も、虐待対応件数が年々増加している厳しい状況があります。宗教２世への相談に対応するためにも、職員の増員をはじめとする体制強化が必要です。

また宗教 2 世の問題は、宗教団体や親の実態に詳しくない児童相談所だけで対応できるものではなく、支援団体や被害者支援に関わってきた弁護士等による専門的な相談支援体制も重要です。

これらの相談支援体制に必要な予算措置も、要望します。

3　具体的要望事項

＜短期の要望＞

●児童虐待防止法の改正

○親の思想信条に関わる虐待で合っても、一般の虐待と同様に被害児童を救済すること

○児童に対して恐怖を植え付ける行為、恐怖による行動の制限・強制は、心理的虐待として扱うこと

○児童の発育に必要な経済力を有する義務の放棄を経済ネグレクトとして扱うこと

○武道への参加禁止など、児童が教育を受ける機会を著しく妨げる行為を教育ネグレクトをして扱うこと

○宗教２世等、特殊な事情背景を持つ児童を救済するための対応マニュアルを整備すること

○他者に虐待行為を行うよう誘導、指導する行為を刑事罰化すること

●虐待として扱えない様な権利侵害の場合でも、児童救済のために最善を尽くすこと

●児童自らが悩みを相談しやすい環境および相談機関の整備

●児童相談所やこどもシェルター等の支援機関への予算拡充

＜中・長期の要望＞

●成人後であっても、権利侵害や虐待に関わる被害があった時に相談できる支援体制の整備

●実態としての児童労働（布教活動）への規制

出所：高橋みゆきさん、小川さゆりさん（いずれも仮名）提供資料

「子どもへの信仰強制は虐待」　宗教2世、救済法整備求め要望書

社会 ｜ 速報 ｜ 東京

毎日新聞 ｜ 2022/10/27 16:50（最終更新 10/27 17:29）　405文字

宗教2世を救済する法整備を求め、記者会見した小川さゆりさん（活動名、右）ら＝東京都千代田区で2022年10月27日、森口沙織撮影

親の信仰の影響を受けて育った「宗教2世」の当事者らが27日、宗教を背景とした虐待や人権侵害を救済するための法整備を求め、各政党に要望書を提出した。超党派で取り組み、今国会での法案成立を求めている。

要望書を作ったのは、両親が世界平和統一家庭連合（旧統一教会）の信者である高橋みゆきさん（活動名）、小川さゆりさん（同）と、キリスト教系の新宗教「エホバの証人」の2世である団作さん（同）。岸田文雄首相や加藤勝信厚生労働相らにも提出する。

要望書では、親が子どもに宗教活動を強制したり、恐怖心を伴う教義を刷り込んだりすることは心理的虐待に当たるとして、法律で明確に定義するよう児童虐待防止法の改正や相談支援体制の整備を求めている。

高橋さんは記者会見で「宗教2世はこれまで社会から見捨てられてきた。信仰の強制は虐待なのだと明確に定義し、目には見えない虐待から、被害者を救えるようにしてほしい」と訴えた。【森口沙織】

出所：毎日新聞ニュースサイト　2022/10/27配信

TBS NEWS DIG Powered by JNN

『鞭で子どもを打つことを推奨』『最大３日間の断食』声を上げる宗教２世ら…小川さゆりさん（仮名）らの会見で語られた「壮絶な実体験」

国内　暮らし・マネー

MBS 毎日放送

2022年10月27日(木) 17:09

旧統一教会の信者である両親から生まれた元２世信者の小川さゆりさん（仮）が１０月２７日、他の宗教団体の２世信者と共に会見を開き、宗教２世への虐待や権利侵害を救済するための法整備などを訴えました。

両親も旧統一教会の信者で合同結婚式で出会い生まれた小川さゆりさん（仮名）は、特別な存在として“祝福２世”と呼ばれていました。しかし、その生活は…。

（小川さゆりさん（仮名））

「小学校のころ６年間ずっと登下校でいじめを受けていて、お金がない貧乏な子たちっていうのがわかっていたみたいで。（教団の教えで）堕落とか、そのサタンの世界に染まってしまうと地獄に落ちるっていうのはずっと怖かったので。親も喜んでくれるし、自分は今一番正しいことをしていて何も間違ったことをしていないから、すごく安心感があって依存していた感じもあります」

アルバイトで貯めたお金すら両親に献金として使い込まれる生活でしたが、両親が好きだからこそ２世の生活に耐えてきたさゆりさん。しかし、母親に祖母の介護疲れなどから強く当たられるようになり、そのストレスからパニック障害になりました。そんな時、信者である父親から次のような言葉をかけられたといいます。

していたし、神様が期待しているから』という話になって、本当に腹が立ちましたね」

１９歳の時に死のうと考えて両親に宛てて書いた遺書には「愛し愛されたかった」とさゆりさんの思いの丈が綴られていました。

時を同じくしてさゆりさんは旧統一教会を脱会。その後、結婚して、現在も信仰を続ける両親らと距離を置けるようにもなりました。

こうした２世の苦しみを広く知ってもらうため、１０月７日にさゆりさんは外国人記者向けの会見を行いました。

（小川さゆりさん（仮名）　１０月７日）

「『家族全員が信仰していないと皆が地獄に落ちる』と言われているため、信仰は脅迫を伴って強制されていることを知っていただきたいです」

しかし、会見中に憎んでも憎み切れない両親の名前が入った“会見中止を求める文書”がＦＡＸで届いたのです。

（小川さゆりさんの夫　１０月７日）

「旧統一教会からメッセージが届きました。ここには彼女の両親の署名が入っています。『彼女は、彼女が言っているように精神に異常をきたしており、そのため、この会見をすぐに中止するように』というメッセージが届きました」

（小川さゆりさん（仮名）　１０月７日）

「（心の）症状についてはもう４年前の時点で治っています。自分たちが正しいという自分たちの主張だけを続けている人たちと、自分（さゆりさん）と、どちらが悪なのか、これを見てくださっている多くの方はわかってくれていると私は信じています」

旧統一教会はその後、文書に対する公式見解を発表。『ご本人の症状が悪化することを心配した親心からです』と書かれていました。

そして１０月２７日の正午過ぎ。さゆりさんは再び会見を開きました。

（小川さゆりさん（仮名）　１０月２７日）

「宗教２世の問題は旧統一教会だけではなく、多くのカルト宗教で類似の問題があります」

さゆりさんをはじめ、他の宗教団体の２世信者も会見に参加。宗教２世への虐待や権利侵害を救済するための法整備を訴えました。

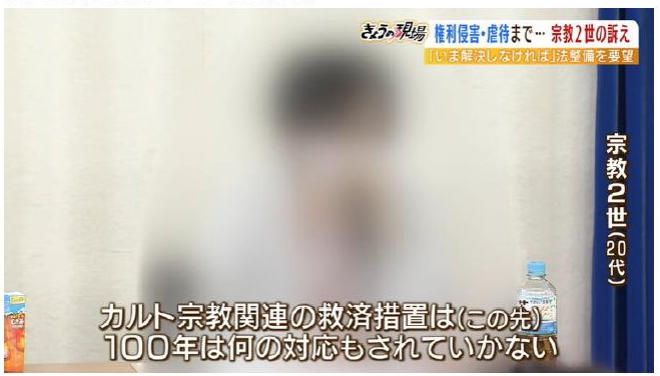

（宗教２世（２０代）　１０月２７日）

「数十年、実際に社会から見捨てられてきた、『宗教の問題には介入できない』と。今回のタイミングを逃してしまうとカルト宗教関連の被害者救済措置は今後１００年は絶対に何の対応もされていかないんだろうなと思っております」

さゆりさんは被害事例のアンケートの一部を読み上げました。

（会見でアンケートを読み上げる小川さゆりさん（仮名）　１０月２７日）

「最大で３日間の断食をさせられたということがありました。また（信者の親に）学費を使い込まれてしまって奨学金がなくなってしまいました」

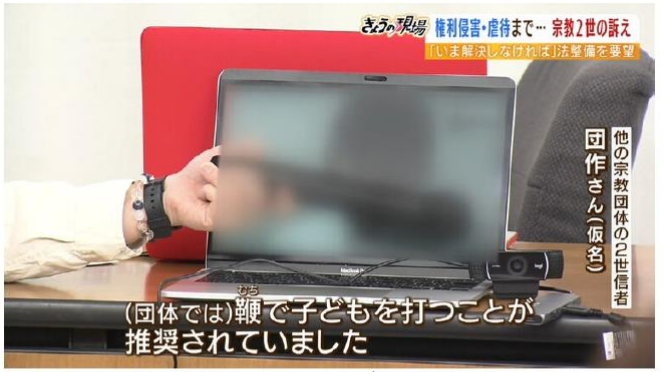

他の宗教団体の２世信者である団作さん（仮名）は自らの体験を語りました。

（他の宗教団体の２世信者　団作さん（仮名）　１０月２７日）

「（団体では）鞭で子どもを打つことが推奨されていました。親のちょっとした機嫌を損ねてしまうと罰として電気コードで打たれました。子どもの意思を確認することもなく、物心つく前から当然のように宗教活動への強制参加を求められました」

さゆりさんは国に対して『迅速な問題解決を』と訴えます。

（小川さゆりさん（仮名）　１０月２７日）

出所：TBS NEWS DIG 毎日放送　2022/10/27配信

橋田達夫さん

出所：橋田達夫さんのご了解を得て、
山井和則が撮影した写真

橋田さんは、現在は顔を出して
実名で記者会見をされています。

高知と旧統一教会 ▶3

「子どもの命まで失って苦しいし、悲しい」と話す60代男性（県中部）

「息子の命まで奪われた」

妻の入信で家庭崩壊

「もう完全な家庭崩壊ですよ。悔しくて悔しくて…」

今年8月。県中部で農業をしながら1人で暮らす60代男性が、涙ながらに話した。男性の元妻は世界平和統一家庭連合（旧統一教会）の現役信者だ。

「悪霊が入る」

元妻とは見合いで知り合い、1983年に結婚。1年後に長男を、さらに次男を授かった。ごく普通の幸せな家庭だった。

一家の歯車が狂い始めたのは、男性が県外に単身赴任した93年からだ。統一教会の信者が県内の自宅に訪ねてきて、「家庭が幸せになる」などと元妻を勧誘。元妻は男性に何も相談しないまま入信していた。

同じ年、元妻と子どもが男性の赴任先に引っ越してきた。ある日、元妻が地元の教会に入っていくのを同僚が目撃し、入信していることが分かった。元妻は朝、子どもを幼稚園に送り届けると教会へ。子どもの迎えが終わると、再び教会へ向かっていた。

96年に高知に帰ってきてからも、元妻の教会通いは続いた。男性は元妻から「家系図を作りに行こう」と誘われ、高知市の教会に足を踏み入れた。教団の人たちは「見た目はいい人そうだった」。だが、何のために家系図を作るのかが分からない。『サタン』とか、何を言っているんだと思った」

家には教団の創設者、文鮮明（ソンミョン）氏の写真が飾られた。元妻は30万円で買った壺（つぼ）を、「これに悪霊が入る。あなたの身を守る」と言って長男に手渡した。

夫婦げんかが毎日続いた。「何を考えちゅうがな」「いいかげんにせえよ」。男性が声を荒らげて教団の活動をやめるよう求めても、元妻は「家族のためにやりゆう」と言って、その後は黙るだけだった。怒る男性を、長男がとがめて取っ組み合いになったこともあった。

10年ほど前。アパート経営をしていた男性は、県道拡張のために土地と建物の一部を県に売った。得たお金は建築費の借入金の返済や、将来への貯蓄に充てる予定だった。だが、元妻は県から振り込まれた2千万円を引き出し、翌日には韓国へ。帰宅後に問いただしても、韓国に行った理由やお金の使い道は答えなかった。

さらに元妻は「子どもに悪霊がついている」と言い、相場の3分の1で別の土地を売却。この時も得た1千万円を持って韓国に行った。

「精神的に追い詰められて僕も死のうと考えた。我慢の限界だった」。男性は離婚を決め、家を出た。

「絡んだらいかん」

男性が家を出てから7年がたったころ。36歳の長男が自ら命を絶った。男性が駆け付けると、部屋には私物が一切無かった。長男が自ら全て処分していた。

「統一教会のことで毎日のように夫婦げんかをして、子どもを追い詰めていた。つろうて、つろうて…」。男性が声を震わせる。「統一教会に入る前までは、どこにでもある家庭だったんです。あの宗教に絡んだらいかん」

離婚前には高知市の教会に元妻を連れ戻しに行ったこともあった。教会側の人間からビデオカメラと録音機を回され、「おらん」と突き返された。押し問答をしていると、上の階から階段を下りてきた元妻と出くわした。教団を信じ切っていた元妻は、家庭を元の姿に戻したいという男性の思いを理解することはなかった。

この30年、男性は県内外の弁護士や消費生活センターに相談を持ち掛けた。だが、「統一教会の名前を出すと、『ちょっと難しいです』と言われて応じてもらえなかった」。解決の糸口すら見えず心が折れそうになったこともあった。それでも、教団との戦いを続けていくつもりだという。

「統一教会に息子の命まで奪われた。子どもの夢を今でも見るんです。この苦しみは、もう誰にも味わせたくない。苦しんでいる若者や宗教2世を救うためにも、統一教会の不正行為を徹底的に追及していく」

（報道部取材班）

出所：厚生労働省HP

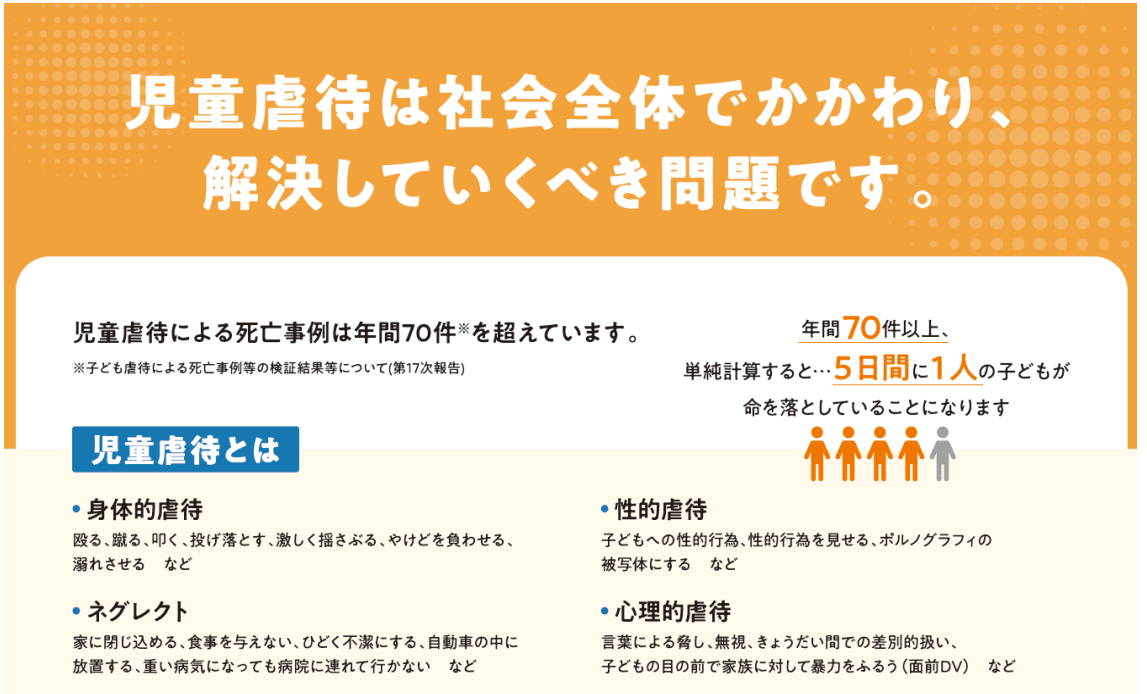

出所：厚生労働省資料

被害者（2世）の方：小川さゆりさん（仮名）

- 両親が信者。多額の献金
- 昔から家に壺が３つくらいあり、その後も多宝塔、弥勒蔵、天聖教、天一国経典など高額のものが増えていった
- お小遣いはなし、誕生日、クリスマスもプレゼントはなく、髪を切るお金も貰えず父におかっぱ頭にされたりするので髪は私も兄弟も自分で切っていた
- 服も学校に必要なものも使い古した貰い物ばかりで、小学校全期間いじめられた
- 修学旅行にはなんとか行かせて貰えたが、決まってお小遣いは少なく、「お土産を絶対買ったらダメ」と言われていた
- 卒業アルバムを買って貰えず、先生たちに心配された
- 高校1年生から卒業後5年間、バイト代（約200万円）を親に没収された
- 親に、自立のための貯金全額を献金された
- 親の教義と矛盾した一部家族への虐待や上記のストレスから、強い精神的ダメージを受け、精神病院に一時期、短期間、入院された。

出所：小川さんのご了解を得て、小川さん提供資料および写真より山井事務所作成

宗教2世への虐待対応Q＆A　年内にも全国通知へ

久永隆一　2022年11月1日　12時54分

加藤勝信厚労相=2022年10月14日、東京・霞が関、村井隼人撮影

信仰を持つ親のもとに生まれた子ども「宗教2世」をめぐり、加藤勝信 厚生労働相は1日の閣議後会見で、児童相談所といった虐待の相談現場が適切に対応できるよう、留意点を整理したQ＆Aの作成を事務方に指示したと明らかにした。年内をめどに全国の自治体に通知する。

加藤氏は、宗教2世として子ども時代を過ごした人の中には「大変厳しい、つらい経験をされた方々がいる。理由のいかんに関わらず、児童虐待 は許されない」と述べ、児童虐待にあたるケースには児相などが適切に対応すべきだとの見解を示した。

宗教2世の当事者からは、教義を背景にした親からの暴力や断食の強制、結婚や進路の制限といった事例が示されている。現行法での対応に限界もあるとして、児童虐待の枠組みを広げる法整備も含め、救済を求める声が上がっている。

厚労省 は10月、全国の自治体に対し、信仰を理由にした行為でも児童虐待に当たる行為はあり得るとの通知を出した。「保護者の信仰に関連することのみをもって消極的な対応を取らず、子どもの側に立って判断すべきだ」と明記し、適切な判断と対応をとるよう求めている。（久永隆一）

出所：朝日新聞デジタル　2022/11/1配信

「宗教2世」への虐待対応Q&A　「年内めどに作成」と厚労相

11/1(火) 12:23 配信

毎日新聞

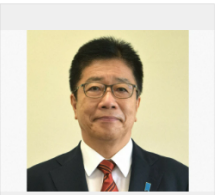

加藤勝信厚労相

信教を持つ親の元に生まれた「宗教2世」をめぐり、加藤勝信厚生労働相は1日の参院厚生労働委員会で、虐待の相談について児童相談所などで対応する際の留意点をまとめたQ&Aを年内をめどに作成し、通知すると述べた。立憲民主党の打越さく良氏への答弁。

【旧統一教会側との接点を認めた国会議員】

宗教2世への虐待をめぐっては、世界平和統一家庭連合（旧統一教会）などの信者を親に持つ当事者が10月27日に厚労省内で記者会見を開いた。親が子どもに宗教活動を強制することは心理的虐待に当たると訴え、虐待被害を救済するための法整備を求めていた。

加藤氏は1日の閣議後の会見で、「非常に厳しくつらい経験をした（宗教2世の）人がいることは、事務方からも報告を受けている」としたうえで、Q&Aの作成を31日に指示したと説明。「理由のいかんに関わらず、児童虐待は許されない。虐待対応の現場において適切に対応できるように、当事者の意見も踏まえながら検討するよう指示した」と述べた。【中川友希】

出所：Yahoo!ニュース　毎日新聞　2022/11/1配信

NEWS WEB

旧統一教会“宗教2世” 児相など適切対応でマニュアル作成へ

2022年11月1日 11時41分　旧統一教会

親が旧統一教会の信者の、いわゆる宗教2世が心理的な虐待を受けているとして救済を求めていることについて、加藤厚生労働大臣は、児童相談所などの適切な対応につなげるため、当事者の意見も踏まえたマニュアル作成などの検討を指示しました。

10月27日、いわゆる宗教2世の人たちは、望まない信仰を強制され心理的な虐待を受けているとして、救済するための法整備を求める要望書を与野党に提出しました。

加藤厚生労働大臣は1日、閣議のあと記者団に対し「宗教2世の方々が、非常に厳しい、つらい経験をしていることは、事務方から報告を受けている。理由にかかわらず、児童虐待は許されないものだ」と述べました。

そして、宗教を理由に相談に対応しないことがないよう、すでに周知しているとしたうえで「宗教2世の方々に児童相談所などの虐待対応の現場において適切に対応できるよう、具体的な留意点を整理したマニュアルを作成するなど、当事者の意見も踏まえながら検討するよう指示した」と述べました。

厚生労働省は、ことし中に作成し、各地の児童相談所に通知することにしています。

出所：NHK NEWS WEB　2022/11/1配信

虐待が心配される行為の事例

1. 高額献金や子どもに金をかけないという教義により、子どもの時、服を買ってもらえない、散髪に行かせてもらえない。見た目の貧しさからいじめにあった。これらは、虐待にあたるか。
2. 子どもの時に、あなたは神の子だから、他のサタンの子どもと付き合わないように言われ、交友関係を制限され、そのため孤立していじめられる。テレビ、マンガはサタンが製作しているので、禁止され、そのためクラスメートの会話に加われず、不登校になったケースがある。このような宗教の教義による交友制限は、虐待にあたるか。
3. 高校時代のアルバイトの給料を200万円没収され、その時期に親は多額を教団に献金。子どものアルバイト代の没収は、虐待にあたるか。
4. 貧困が原因ではなく、多額献金により、生活苦になり、進学を断念せざるを得ない事例がある。これは虐待にあたるか。
5. 結婚前の恋愛禁止、結婚は信者同士、という宗教がある。高校生が、彼氏ができたら地獄に落ちる、と脅され、無理矢理別れさせられた。婚前の恋愛は、家族みんなが地獄に落ちる教え。成人してからの恋愛や結婚に支障が出る場合がある。これらは、虐待にあたるか。
6. 以下の行為は児童虐待にあたるか。①鞭打ち、②数日間一切食事をさせない、③恋愛禁止、④大学進学禁止、⑤アルバイト代の没収、⑥高額献金や子どもにお金をかけない教義により、服を買わない、⑦サタンとは付き合わないようにとの教義から、交友関係の制限、⑧テレビやマンガの禁止、⑨輸血禁止

出所：本質疑の質問通告より抜粋の上で山井事務所作成